

附則

- 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
- 2 この省令による改正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する省令別記様式第二、別記様式第三、別記様式第六及び別記様式第七の様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十条の七第一項（同法第五十条の十一において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

○法務省令第三十五号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

法務大臣 上川 陽子

平成二十九年十二月二十八日

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（支援センターの長への再就職の届出）</p> <p>第四十六条 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする支援センター役員（同項に規定する支援センター役員をいう。次項、第三項及び第四項第二号において同じ。）は、別記様式第二に従い、支援センターの長に届出をしなければならない。</p> <p>2 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした支援センター役員は、当該届出に係る第四項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三に従い、その旨を支援センターの長に届け出なければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 準用通則法第五十条の七第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 再就職の約束をした日以前の支援センター役員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する支援センター役員をいう。第十号において同じ。）としての在職中において、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 〔略〕</p> <p>六 再就職先の名称及び連絡先</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 〔略〕</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 離職後の就職の援助（最初に支援センター役員となった後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行った者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかった場合には、その旨）</p>	<p>（支援センターの長への再就職の届出）</p> <p>第四十六条 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする支援センター役員（同項に規定する支援センター役員をいう。以下この条において同じ。）は、別記様式第二に従い、支援センターの長に届出をしなければならない。</p> <p>2 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした支援センター役員は、当該届出に係る第四項第四号から第八号までに掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三に従い、その旨を支援センターの長に届け出なければならない。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>4 準用通則法第五十条の七第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>六 再就職先の名称</p> <p>七 〔同上〕</p> <p>八 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

備考
表中の「」の記載は注記である。

別記様式第三 (第四十六条第二項関係)

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出
(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第50条の7第1項関連)

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 宛

氏名

平成 年 月 日付けの総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第50条の7第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

支援センターにおける地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	
	変更後	
再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称及び連絡先	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第二 (第四十六条第一項関係)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第50条の7第1項関連)

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 宛

総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第50条の7第1項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

1 氏名	(ふりがな) 氏名
2 支援センターにおける地位	
3 約束前の求職開始日	平成 年 月 日 (□約束前の求職開始日なかった場合)
4 再就職の約束をした日	平成 年 月 日
5 離職予定日	平成 年 月 日
6 再就職予定日	平成 年 月 日
7 再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称:
	再就職先の連絡先:
8 再就職先の業務内容	
9 再就職先における地位	
10 離職後の就職の援助	(□離職後の就職の援助なかった場合)
	(ふりがな) 援助者の氏名又は名称
	援助の内容

備考1 上記の「約束前の求職開始日」とは、総合法律支援法施行規則 (平成27年法務省令第11号) 第46条第4項第3号に規定する日をいう。
2 □のついた項目に該当する場合は、□の中にレ点を記入すること。

別記様式第三 (第四十六条第二項関係)

在職中に再就職の約束をした場合の届出に係る変更届出
(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第50条の7第1項関連)

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 あて

氏名

平成 年 月 日付けの総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第50条の7第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

支援センターにおける地位	変更前	
	変更後	
離職予定日	変更前	
	変更後	
再就職予定日	変更前	
	変更後	
再就職先の名称	変更前	
	変更後	
再就職先の業務内容	変更前	
	変更後	
再就職先における地位	変更前	
	変更後	

別記様式第二 (第四十六条第一項関係)

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第50条の7第1項関連)

平成 年 月 日

日本司法支援センター理事長 あて

総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第50条の7第1項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

1 氏名	(ふりがな) 氏名
2 支援センターにおける地位	
3 再就職の約束をした日	平成 年 月 日
4 離職予定日	平成 年 月 日
5 再就職予定日	平成 年 月 日
6 再就職先の名称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の総合法律支援法施行規則（以下この条において「新令」という。）第四十六条第二項及び第四項（第三号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）の規定並びに別記様式第二及び別記様式第三の様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお従前の例による。

2 施行日前における支援センター役職員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する支援センター役職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対する地位に就くことを要求した支援センター役職員に対する新令第四十六条第四項の規定の適用については、同項第三号中「要求した日」とあるのは、「要求した日（総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省令第三十五号）の施行の日以後の日に限る。）とする。」とする。

3 施行日前に離職後の就職の援助（最初に支援センター役職員となった後に行われたものに限る。）を受けた支援センター役職員に対する新令第四十六条第四項の規定の適用については、同項第十号中「後に」とあるのは、後であつて、かつ、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省令第三十五号）の施行の日以後に」とする。

○文部科学省令第四十五号

技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第五条第二項及び第三十一条の規定に基づき、技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

文部科学大臣 林 芳正

技術士法施行規則の一部を改正する省令

技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(第一次試験の一部免除)</p> <p>第六条 法第五条第二項の文部科学省令で定める資格を有する者は、技術士法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十八号）の規定による改正前の法（次条第二項において「旧法」という。）第六条第二項の規定に基づき既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者とし、その者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める科目を免除する。</p> <p>一 既に技術士となる資格を有する技術部門について受験する場合 基礎科目及び専門科目</p> <p>二 前号に掲げる技術部門以外の技術部門について受験する場合 基礎科目</p> <p>一 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四十七号）第十一条第一項に規定する中小企業診断士に登録している者（中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第九十二号）第二条第一号に規定する養成課程又は登録養成課程を修了した者であつて当該修了日から三年以内の者及び同令第四十二条に規定する第二次試験に合格した者であつて当該合格日から三年以内の者を含む。） 経営工学部門の専門科目</p> <p>二 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第九条第一項に規定する情報処理安全確保支援士試験又は情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第二百二号）第三条第三号に規定する高度試験に合格した者 情報工学部門の専門科目</p>	<p>(第一次試験の一部免除)</p> <p>第六条 法第五条第二項の文部科学省令で定める資格を有する者は、技術士法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十八号）の規定による改正前の法（次条第二項において「旧法」という。）第六条第二項の規定に基づき既に一定の技術部門について技術士となる資格を有する者とし、その者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める科目を免除する。</p> <p>一 既に技術士となる資格を有する技術部門について受験する場合 基礎科目及び専門科目</p> <p>二 前号に掲げる技術部門以外の技術部門について受験する場合 基礎科目</p> <p>〔項を加える。〕</p>